

お知らせ
infoレベル4で全員避難！
警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達を開始します！

平成30年7月豪雨を教訓に改訂された、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、5段階の警戒レベルを用いた避難情報の提供を開始します。町民の皆さんが避難情報やとるべき行動を直感的に理解し、早期避難を開始できるよう、これまでの避難情報に加え、警戒レベルを防災行政無線放送等でお知らせします。

警戒レベル4は、全員避難が必要とされる「避難勧告・避難指示（緊急）」です。この情報が発信された際は、安全な場所に迅速に避難してください。

自治防災課 ☎581・2121内線371

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報など	警戒レベル相当情報（※）
警戒レベル5	既に災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生 ■町が発令	大雨特別警報など
警戒レベル4 （全員避難）	速やかに避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われるような場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ■町が発令	土砂災害警戒情報など
警戒レベル3 （高齢者等は避難）	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。そのほかの人は避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 ■町が発令	大雨警報など
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。	注意報 ■気象庁が発表	大雨注意報など
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	警報級の可能性 ■気象庁が発表	早期注意情報

※住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報

お知らせ
info児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格がある皆さんへ
現況届をご提出ください！

子育て支援課 ☎581・2121内線204

現況届（所得状況届）とは、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方（支給停止者を含む）の受給資格の状況を確認するために必要な届出です。現在受給資格がある方には、手続きの案内等を送付しますので、現況届に必要書類を添付して、期限までに子育て支援課へ提出してください。

※期限を過ぎて提出した場合、手当の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障害がある子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

対象となる子ども

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童。

▶受付期間（土・日曜日、祝日を除く）

児童扶養手当

8月1日(木)～30日(金)

特別児童扶養手当

8月13日(火)～9月12日(木)

▶受付時間延長日

8月15日(木)、22日(木)は、午後6時45分まで受け付けます。混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

▶手当の支給予定日

児童扶養手当 11月11日(月)

特別児童扶養手当 11月11日(月)

土砂災害に備えて
—大切な命を守るために対策を知っておきましょう—

近年、集中豪雨や台風の大雨により、多くの地域で土砂災害が発生しています。土砂災害とは、がけ崩れ、土石流、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、河川のある地域に発生します。町内では、この土砂災害の恐れがある区域（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）として、193カ所が県から指定を受けています（平成31年4月現在）。

土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し、突然発生します。このため、災害が発生する恐れのある区域をあらかじめ把握し、大雨などの際には早めの避難を心掛けてください。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域

土砂災害から身を守るために知っておきたい
3つのポイント

①自宅等周辺の危険箇所を確認

町で配布したハザードマップ等で、自宅や就業場所周辺の土砂災害の恐れのある危険箇所を確認しましょう。県では、順次『土砂災害防止法』に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。最新の情報については、県のホームページをご確認ください。

土砂災害警戒区域 埼玉県

②雨が降り始めたら情報を確認

テレビやラジオ、インターネット（気象庁のホームページなど）、テレビのデータ放送等で気象情報を確認してください。積極的に気象情報や災害情報を集めるよう努めてください。

③豪雨になる前に早めの避難

危険を感じたら、まずは早めに自主的な避難をしてください。外への避難が危ないときは、斜面と反対側の自宅の上層階の部屋へ移動することが有効とされています。また、町からの避難勧告等が発令された場合は、避難情報に従って避難してください。

自治防災課 ☎581・2121内線371

土砂災害の種類

